

生活保護と最低賃金の乖離額変動の要因分析について

	平成21年度 データに基 づく乖離額 (A)	平成22年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	残された乖離 額 (C) (=A-B)	平成20年度デー タに基づく乖離額 (平成22年度地域別 最低賃金引上げ後) (D)	平成20年度データに基づく 比較時からの乖離額の拡大 (C-D)	住宅扶助の実績の 変化による影響額
北海道	44	13	31	26	5	4.4
青森	7	12	△5	△6	1	1.5
岩手	△19	13	△32	△36	4	4.6
宮城	20	12	8	2	6	5.2
秋田	4	13	△9	△8	△1	△2.0
山形	△10	14	△24	△27	3	2.9
福島	△45	13	△58	△60	2	1.7
茨城	△68	12	△80	△90	10	10.0
栃木	△52	12	△64	△66	2	2.0
群馬	△42	12	△54	△64	10	8.4
埼玉	24	15	9	△1	10	10.4
千葉	10	16	△6	△11	5	4.9
東京	46	30	16	10	6	5.9
神奈川	52	29	23	18	5	4.8
新潟	△13	12	△25	△35	10	9.9
富山	△71	12	△83	△84	1	1.3
石川	△42	12	△54	△53	△1	△1.0
福井	△76	12	△88	△91	3	3.8
山梨	△78	12	△90	△111	21	20.3
長野	△67	12	△79	△89	10	9.5
岐阜	△70	10	△80	△86	6	5.7
静岡	△38	12	△50	△53	3	2.3
愛知	△43	13	△56	△67	11	11.0
三重	△91	12	△103	△107	4	4.8
滋賀	△55	13	△68	△80	12	12.0
京都	21	20	1	0	1	0.8
大阪	24	17	7	0	7	7.0
兵庫	16	13	3	0	3	3.3
奈良	△33	12	△45	△51	6	5.8
和歌山	△50	10	△60	△66	6	6.7
鳥取	△12	12	△24	△28	4	4.3
島根	△49	12	△61	△49	△12	△12.0
岡山	△12	13	△25	△29	4	4.0
広島	18	12	6	1	5	5.3
山口	△58	12	△70	△78	8	8.1
徳島	△59	12	△71	△68	△3	△3.6
香川	△31	12	△43	△52	9	9.6
愛媛	△7	12	△19	△26	7	6.5
高知	△20	11	△31	△36	5	5.0
福岡	△21	12	△33	△40	7	6.8
佐賀	△42	13	△55	△62	7	7.7
長崎	△24	13	△37	△37	0	0.7
熊本	△28	13	△41	△45	4	3.1
大分	△24	12	△36	△38	2	2.3
宮崎	△36	13	△49	△54	5	5.2
鹿児島	△33	12	△45	△53	8	7.6
沖縄	△3	13	△16	△14	△2	△1.5

※ 生活保護と最低賃金の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※ 網掛けの欄は、平成21年度データに基づく乖離額が生じている都道府県。